

第49号議案

平成25年度教育費12月補正予算について

上記の議案を提出する。

平成25年11月25日

教育長 堤 正則

提案理由

平成25年度教育費12月補正予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

平成 25 年度教育費 12 月補正予算について

平成 25 年度教育費 12 月補正予算について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

平成25年度 12月補正予算調整資料

教育部

要 求 事 項	予算要求額	財 源 内 訳			要 求 内 容	平成25年度 当初予算額
		国県支出金	地方債	そ の 他		
久留米市外三市町 高等學校組合負担 金 (総務)	1,419	千円 1,419	千円	千円	千円 三井中央高等学校耐震補強工事にかかる地域の元気臨時交付金 追加交付額を久留米市外三市町高等學校組合へ交付するもの。 *9月補正分 24,368千円	千円 319,688
小学校管理費 (学校保健課)	3,081				3,081 学校給食に使用している久留米ガス(株)のLPGガス単価が、平成25年5月より、1㎥あたり98.10円が値上げされたことに伴い、予算不足が生じるため補正予算要求するもの。 久留米ガス(株)からのガス供給料(14校)のH25年度見込み額 18,981千円 H25年度予算額 15,900千円-18,981千円=△3,081千円	22,831

平成25年度12月補正予算調整資料

市民文化部

要 求 事 項	予算要求額 千円	財 源 内 訳				要 求 内 容	平成25年度 当初予算額 千円
		国県支出金 千円	地方債 千円	そ の 他 千円	一般財源 千円		
筑後国府跡歴史公園整備事業	0				0	○ 第後国府跡歴史公園整備事業 合川町の国指定史跡筑後国府跡の公有化において、当初公有化予定地の地権者との交渉が整わなかつたことから、購入予定地を変更し、そのために必要な組み替え・補正を行うもの。	0千円
						(単位:千円)	
		土地購入費(17節) 建物等移転補償費(22節)	107,265 99,760		96,741 -96,741	204,006 3,019	
三潴屋外体育施設再整備事業 (合併主要・三潴)		【繰越明許費】 ○工事請負費	13,000千円				143,310

正補行為の負担額

(変更)

事項	正補限度額		前額	正補限度額	後額
	限	度	額	限	度
小学校給食調理委託料	561,615	千円	577,665	千円	577,665
看護師派遣委託料	9,191		9,454		9,454
生涯学習センター催事案内表示装置リース料	3,360		3,455		3,455
生涯学習センター視聴覚ホール料 プロジェクターリース料	6,745		6,935		6,935

第 5 0 号 議案

久留米市社会教育委員条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 11 月 25 日

教育長 堤 正則

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 25 年法律第 44 号）の施行に伴い、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要が生じたため、条例の一部を改正しようとすることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市社会教育委員条例

久留米市社会教育委員条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市社会教育委員条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成25年　月　日

久留米市長　檜　原　利　則

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行に伴い、社会教育法（昭和24年法律第207号）の一部が改正され、社会教育委員の委嘱の基準を定める必要が生じたため、条例の一部を改正しようとするものである。

久留米市社会教育委員条例の一部を改正する条例

久留米市社会教育委員条例（昭和36年久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(委員)」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

久留米市社会教育委員条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(任期)</p> <p>第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>	<p><u>(委員)</u></p> <p>第3条 <u>委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p> <p>2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

(参考)

社会教育法新旧対照表（平成26年4月1日施行）

現行	改正後
<p>(社会教育委員の構成)</p> <p>第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、<u>学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。</u></p>	<p>(社会教育委員の設置)</p> <p>第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。</p> <p>2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。</p>
<p>(社会教育委員の定数等)</p> <p>第十八条 社会教育委員の<u>定数、任期その他必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u></p>	<p>(社会教育委員の委嘱の基準等)</p> <p>第十八条 社会教育委員の<u>委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。</u>この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。</p>

社会教育委員及び公民館運営審議会の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令
(平成26年4月1日施行)

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第1条 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。）第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

第 5 1 号 議案

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 11 月 25 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成25年　月　日

久留米市長 楢原利則

提案理由

久留米市勤労青少年ホームの管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市勤労青少年ホームの指定管理者の指定について

久留米市勤労青少年ホームの管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

久留米市勤労青少年ホーム

2 指定管理者に指定する者

久留米市野中町1015番地

公益財団法人久留米文化振興会

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日まで

久留米市勤労青少年ホーム指定管理者 優先交渉権者選考結果について

1 概要

現在、公益財団法人久留米文化振興会を指定管理者として管理運営を行なっている「久留米市勤労青少年ホーム」について、指定期間が平成26年3月31日をもって終了することから、次期の指定管理者について、公募による指定管理者候補者の選定手続きを行っていましたが、10月11日の選定委員会にて優先交渉権者が選考されたものです。

指定期間	平成26年度～28年度（3年間）
対象施設	久留米市勤労青少年ホーム（野中町1075-2）

2 経過

6月18日（火）	教育民生常任委員会（公募の実施について報告）
7月8日（月）	第1回選定委員会（募集要項・選定要領等の審議）
7月12日（金）	指定管理者公募の告示（募集要項等の配布開始）～7月26日（金） *ホームページ掲載・7月15日号広報くるめ掲載
7月29日（月）	現地説明会 *10団体参加
8月30日（金）	応募書類の受付～9月17日（火） *4団体応募
10月4日（金）	第2回選定委員会（書類審査）
10月11日（金）	第3回選定委員会（面接審査・優先交渉権者の選定）

3 審査内容等

選定委員数	5名（外部委員3名、市職員2名）
書類審査	申込資格、記載事項及び添付書類の内容を確認し、応募4団体の全てを面接審査の対象とすることとした。
面接審査・ 交渉権者選定審査	応募団体によるプレゼンテーション及び質疑応答を行い、あらかじめ選考委員会で定めた審査基準に沿った採点・集計の結果、優先交渉権者及び第2順位の指定管理候補者を選定した。

4 審査結果

指定管理者候補者（優先交渉権者）	公益財団法人 久留米文化振興会
------------------	-----------------

5 今後の予定

- 優先交渉権者と仮基本協定を締結
- 指定管理者の指定に係る議案を次期定例議会に提案予定
- 指定管理者議決後、協定書締結（基本協定及び年度協定）

(参考)

候補者選定委員会における審査の概要

1 審査・選考の経過

日 程	内 容
平成 25 年 10 月 4 日	久留米市勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定委員会 1 次審査（書類審査）
平成 25 年 10 月 11 日	久留米市勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定委員会 1 次審査（プレゼンテーション）
平成 25 年 10 月 11 日	久留米市勤労青少年ホーム指定管理者候補者選定委員会 1 次審査（交渉権者選考審議）

2 審査結果

(単位：点)

	公益財団法人 久留米文化振興会 (優先交渉権者)	ア (第2交渉権者)	イ	ウ
1 事業計画書による久留米市勤労青少年ホームの運営が、住民の利用に 関し公平性を確保することができる ものであるか (／100点)	75	72	73	46
2 事業計画書の内容が、勤労青少年 ホームの効用を最大限に發揮させる ものであるか (／375点)	272	253	263	149
3 事業計画書の内容が、その管理に 係る経費の削減が図られているか (／125点)	78	72	94	37
4 事業計画に沿った管理を安定して 行う物的能力及び人的能力を有して いるか (／250点)	166	168	174	86
5 地域経済を活性化することに寄与 することが認められるか (／150点)	118	110	68	78
合 計 (1, 000点満点)	709	675	672	396

第 5 2 号 議案

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 11 月 25 日

教育長 堤 正則

提案理由

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第 号 議 案

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 月 日

久留米市長 榎 原 利 則

提案理由

・ 久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により市議会の議決を求めるものである。

久留米市教育集会所の指定管理者の指定について

久留米市教育集会所の管理を行わせる指定管理者を次のとおり指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設

- (1) 久留米市国分教育集会所
- (2) 久留米市草野教育集会所
- (3) 久留米市梅満教育集会所
- (4) 久留米市善導寺教育集会所
- (5) 久留米市西町教育集会所

2 指定管理者に指定する者

久留米市教育集会所運営委員会連絡協議会

3 指定する期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

第 5 3 号議案

平成 2 6 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び
平成 2 6 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要
項について

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 2 5 日

教育長 堤 正則

提案理由

平成 2 6 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部入学者選考要項及び平成
2 6 年度久留米市立久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者選考要項を定め
ようとするものである。

平成26年度 久留米市立久留米特別支援学校 高等部入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、入学を希望する者について、その障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判定することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部入学者の選考は、志願者の在学又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部若しくは中学校を卒業した者又は平成26年3月卒業見込みの者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成26年3月修了見込みの者
- (3) 学校教育法施行規則第95条に基づき、(1)と同等以上の学力があると認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	44人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

志願書類の久留米特別支援学校長への提出期間（募集期間）は、平成26年1月24日（金）午前9時から平成26年2月6日（木）午後4時までとする。

6 志願書類の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。なお、受検票には、受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判定により合否を決定するものとする。

2 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、平成26年2月21日（金）とする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

4 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

5 検査場責任者

久留米特別支援学校長を検査場責任者とする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成26年3月12日（水）午前9時に行うものとする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第6 二次募集

合格者発表時に、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、原則として二次募集を行うものとする。

平成26年度 久留米市立久留米特別支援学校

高等部訪問教育入学者選考要項

第1 基本方針

- 1 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、入学を希望する者について、訪問教育の必要性や障害の種類や程度及び個人の資質や能力を公正に判断することを基本として行うものとする。
- 2 久留米特別支援学校高等部訪問教育入学者の選考は、志願者の在学する、又は卒業した学校の校長（以下「出身学校長」という。）から提出される調査書、学力検査、身体機能検査、健康診断、面接等により行うものとする。

第2 入学志願手続

1 志願資格

障害が学校教育法施行令第22条の3に示す知的障害の程度に該当する者で、原則として保護者とともに久留米市に在住し、かつ、次の事項に該当する者

- (1) 特別支援学校中学部3年で訪問教育を受けていた者で、昭和57年3月以後卒業した者又は平成26年3月卒業見込みの者
- (2) 原則として特別支援学校中学部を昭和57年3月以後卒業した者又は平成26年3月卒業見込みの者で、障害の重度・重複化により通学して高等部教育を受けることが困難な者
- (3) その他、久留米特別支援学校長が定める資格・要件に基づき、久留米特別支援学校高等部訪問教育が適当と認められた者

2 募集学科及び定員

募集学科及び定員は、次のとおりとする。

学科	募集定員
普通科	3人

3 志願書類

(1) 入学願書

入学志願者は、入学願書（久留米市立久留米特別支援学校学則第3号様式）に必要事項を記入し、出身学校長を経由の上、久留米特別支援学校長へ提出すること。

(2) 調査書

出身学校長は、志願者の調査書（久留米特別支援学校で定める様式）を作成し、久留米特別支援学校長へ提出するものとする。この場合、出身学校長は自らを委員長とする「調査書作成委員会」を設け、生徒指導要録に準拠して厳正に作成すること。

(3) その他久留米特別支援学校長が必要とする書類

4 入学選考料

入学選考料は無料とする。

5 志願書類提出期間

志願書類の久留米特別支援学校長への提出期間（募集期間）は、平成26年1月24日（金）午前9時から平成26年2月6日（木）午後4時までとする。

6 志願書類等の受付

久留米特別支援学校長は、提出された志願書類を精査確認の上、受け付けること。なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して交付するものとする。

第3 入学者選考

1 検査内容

学力検査、身体機能検査、健康診断、面接、その他必要な検査等については、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

2 検査期日・日程

- (1) 検査期日は、平成26年2月17日（月）から平成26年2月21日（金）の期間内で久留米特別支援学校長が定めるものとする。
- (2) 日程は、久留米特別支援学校長が定めるものとする。

3 検査場等

- (1) 検査は、久留米特別支援学校において行うものとする。ただし、志願者の障害の状況等により、必要に応じて家庭や施設等で行うこともできるものとする。
- (2) 採点、評価等は、久留米特別支援学校において行うものとする。

4 選考の方法

- (1) 選考にあたっては、久留米特別支援学校長を責任者とする「入学者選考委員会」を組織するものとする。
- (2) 入学者選考委員会は、選考の手続き及び基準を作成するものとする。
- (3) 選考は、調査書及び諸検査等の資料を精査の上、総合的な判断により入学者を決定するものとする。

第4 合格者発表

- 1 合格者発表の期日は、平成26年3月12日（水）午前9時に行うものとする。
- 2 合格者発表は、久留米特別支援学校で行うものとする。

第5 募集要項

久留米特別支援学校長は、この要項に基づき募集要項を作成するものとする。

第二十二条の三 法第七十五条 の政令で定める視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢體不自由者又は病弱者の障害の程度は、次の表に掲げるとおりとする。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によつても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	<ul style="list-style-type: none">一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢體不自由者	<ul style="list-style-type: none">一 肢體不自由の状態が補装具の使用によつても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの二 肢體不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	<ul style="list-style-type: none">一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

第 5 4 号 議案

中学校生徒の負傷事故による損害賠償の専決処分について

上記の議案を提出する。

平成 25 年 11 月 25 日

教育長 堤 正則

提案理由

中学校生徒の負傷事故による損害賠償の専決処分について、市長が市議会の議決を求めるにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、市長から意見を求められたものである。

中学校生徒の負傷事故による損害賠償の専決処分について

中学校生徒の負傷事故による損害賠償の専決処分について、別紙のとおり市議会に提出することに同意する。

第　　号議案

中学校生徒の負傷事故による損害賠償の専決処分について

上記の議案を提出する。

平成25年　月　日

久留米市長　檜原利則

提案理由

久留米市立諏訪中学校で発生した負傷事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解の必要が生じたが、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分したので報告し、承認を求めるものである。

中学校生徒の負傷事故による損害賠償の専決処分について

久留米市立諏訪中学校で発生した負傷事故による損害賠償について、
別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

専決第 号

中学校生徒の負傷事故による損害賠償についての専決処分書

久留米市立諏訪中学校で発生した負傷事故により被害者の受けた損害を賠償するに当たり、その額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成25年 月 日

久留米市長 檻 原 利 則

中学校生徒の負傷事故による損害賠償について

久留米市立諏訪中学校生徒の負傷事故による損害賠償について、次のとおり処理する。

1 事故発生日時

平成20年10月16日

午前9時30分頃

2 事故発生場所

久留米市東町250番地1 久留米市立諏訪中学校運動場

3 被害者

[REDACTED]

4 損害の状況

人的損害

5 損害賠償の額

市は、被害者に対して損害賠償金として851,500円を支払う。
この場合において、日新火災海上保険株式会社から給付された対人
賠償保険金220,500円は、損害賠償金の内払いとみなす。

内訳 治療費	220,500円
慰謝料	631,000円
計	851,500円

6 損害賠償の方法

一時払

7 和解契約の締結

紛争を将来に残さないため、別紙のとおり和解契約を締結する。

和解書

甲 久留米市

久留米市長

檜原利則

乙 [REDACTED]

[REDACTED]
法定代理人（親権者）
[REDACTED]

1 事故発生日時

平成20年10月16日

午前9時30分頃

2 事故発生場所

久留米市東町250番地1 久留米市立諏訪中学校運動場

3 事故の状況

体育の授業としてソフトボールの試合を行っていた際、打者がボーラーを打った後の振り戻したバットが、キャッチャーをしていた乙の顔面にあたり、[REDACTED]などの怪我を負ったもの。

4 損害の状況

乙 人的損害 [REDACTED]

上記の事故については、次のとおり和解し、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議の申立てをしないことを確約する。

甲は、乙に対し損害賠償金として851,500円を支払う。

この場合において、日新火災海上保険株式会社から給付された対人賠償保険金220,500円は、損害賠償金の内払いとみなす。

内訳 治療費	220,500円
慰謝料	631,000円
計	851,500円

平成 25 年 月 日

甲 久留米市

久留米市長

檜 原 利 則

乙

法定代表人（親権者）

中学校生徒の負傷事故による損害賠償について

1 事故発生日時 : 平成20年10月16日 午前9時30分頃

2 事故発生場所 : 久留米市立諫訪中学校運動場

3 被害者

諫訪中学校（事故当時3年生）

親権者

4 事故の状況

体育の授業としてソフトボールの試合を行っていた際、打者がボールを打った後の振り戻したバットが、キャッチャーをしていた被害者の顔面にあたり、
などの怪我を負ったもの。

この事故は、学校管理下の事故であり、日本スポーツ振興センター[※]からの治療費給付を受けながら治療し、H24年12月に医師による症状固定の診断がなされた。

これを受けて、H25年4月に日本スポーツ振興センターの障害見舞金が支払われた。その後、被害者から損害賠償の申出が行われたことから、学校の管理責任等を確認し、被害者と和解に向けた協議を行ったもの。

※日本スポーツ振興センター：義務教育諸学校等の管理下における災害（負傷、疾病、障害、死亡）に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金等）を行っている独立行政法人。

5 損害の状況 : 人的損害

6 損害賠償

損害賠償金については、全国市長会の学校災害賠償補償保険（引受保険会社：損害保険ジャパン）及び日新火災海上保険株式会社が査定した下記の金額により、被害者の同意が得られている。

【損害賠償内訳】

・治療費	: 220,500円
・傷害慰謝料	: 311,000円
・後遺障害慰謝料	: 320,000円
・合計	: 851,500円
・既支払額	: 220,500円
・支払額	: 631,000円

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.10.19～H25.11.15

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
1	平成25年11月22日(金)	平成25年度 筑後地区・久留米地区私立幼稚園PTA連合会研修会	筑後・久留米地区私立幼稚園PTA連合会	創世	後援	生涯学習推進課
2	平成25年12月1日(日)	地域障害者就労支援セミナー	NPO法人 SNetくるめ	久留米市役所くるみホール	後援★	生涯学習推進課
3	平成25年12月14日(土)	第9回くるめ光の祭典・ほとめきファンタジー「ハッピーラミネーションフェスタ」	くるめ光の祭典実行委員会	西鉄久留米駅東口広場、ほとめき通り商店街アーケード	後援	生涯学習推進課
4	平成26年1月11日(土)～2月23日(日)	特別展 没後30年田崎廣助 一巨匠、八女よりいづる一	九州芸文館美術展実行委員会	九州芸文館	後援	生涯学習推進課
5	平成26年1月18日(土)	TAOふる里へ帰る	善導寺太鼓の会 山響太鼓	そよ風ホール	後援★	生涯学習推進課
6	平成26年2月8日(土)	第38回教育講演会「あのね…」	福岡県教職員組合久留米支部	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
7	平成26年3月21日(祝)～3月23日(日)	九州沖縄子どもと舞台芸術出会いの広場 第13回朝倉市国際子ども芸術フェスティバル	朝倉市国際子ども芸術フェスティバル実行委員会	朝倉市内施設 柏木地域生涯学習センターくらやう館、朝倉市女性センターあすみん、サンライズ柏木、ホテルパーソンス	後援	生涯学習推進課
8	平成26年3月22日(土)、3月23日(日)	久留米市民会館自主文化事業 くるめ市民劇団 ほとめき劇団本公演 シェークスピア作 ほとめき版「真夏の夜の夢」	久留米市民会館	久留米市民会館 大ホール	後援	生涯学習推進課
9	平成26年4月6日(日)	明善高等学校管弦楽部第42回定期演奏会	福岡県立明善高等学校	石橋文化ホール	後援	生涯学習推進課
10	平成26年5月25日(日)	第50回久留米短歌大会	久留米連合文化会	石橋文化センター小ホール	後援	生涯学習推進課
11	平成25年11月29日(金) 【合唱の部】 平成26年1月24日(金) 【器楽合奏の部】	筑後地区小学校音楽祭	筑後地区小学校音楽教育研究会	久留米市民会館ホール	後援	学校教育課
12	平成25年11月27日(水)	北筑後個性化教育(学び方)研究会	北筑後個性化教育(学び方)研究会	太刀洗町立菊池小学校	後援	学校教育課

教育委員会後援事業等に関する報告

H25.10.19～H25.11.15

No.	日時	事業名	主催者名	場所	区分	担当課
13	平成25年12月8日(日)	第20回 久留米地区学童保育研修大会	久留米市学童保育所連合会	久留米市立久留米商業高等学校 メディアセンター	後援	学校教育課
14	平成25年11月25日(月)	学習会	久留米ことば育てる親の会	金丸校区コミュニティセンター2階大ホール	後援	学校教育課
15	平成25年12月27日(金)	平成25年度学校運営研究会	久留米市小学校校長会	久留米市立南薰小学校	後援	学校教育課
16	平成25年12月7日(土)	第7回TOSS五色百人一首筑後地区大会	TOSS独歩	大牟田市 文化会館	後援	学校教育課
17	平成26年4月29日(火)	久留米中央ライオンズクラブが青少年に贈る記念演奏会～九州交響楽団と一緒に音楽を楽しもう～	久留米中央ライオンズクラブ	石橋文化ホール	後援	学校教育課
18	平成26年3月14日(金)、15日(土)	高校生お仕事スタジアム2014	学校法人 麻生塾	福岡国際会議場	後援	学校教育課
19						
20						
21						
22						

久留米市立図書館及び視聴覚ライブラリーの特別整理期間にともなう休館日の設定について

(特別整理期間)

1. 内容 図書館及び視聴覚ライブラリー資料の蔵書点検のため、毎年定例的に行っている規則上の休館。市民がいずれかの図書館で利用ができるように館ごとに休館日を設定する。
2. 期間 平成26年1月27日(月)～平成26年3月10日(月)の期間

図書館名	期間
田主丸図書館	平26年1月27日(月)～2月3日(月)
三潴図書館	平26年2月3日(月)～2月10日(月)
北野図書館	平26年2月10日(月)～2月17日(月)
城島図書館	平26年2月15日(土)～2月24日(月)
中央図書館 視聴覚ライブラリー	平26年2月26日(水)～3月10日(月)

(参考)

六ツ門図書館	平26年2月3日(月)～2月10日(月)
市民センター多目的棟 筑邦図書室	平26年2月28日(金)～3月7日(金)
市民センター多目的棟 耳納図書室	平26年3月8日(土)～3月14日(金)
男女平等推進センター 図書情報ステーション	平26年3月10日(月)～3月17日(月)
くるるん図書コーナー	休館日設定無

3. 貸出冊数、貸出期間

特別整理期間中は、市内いずれかの図書館利用が可能であるため、システム上の貸出冊数、貸出期間変更は行わない。

●久留米市立図書館条例施行規則

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（中央図書館について、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 中央図書館長が特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館し、又は開館することができる。この場合において久留米市教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

（平18教規則2・平21教規則2・平22教規則12・平23教規則5・一部改正）

●久留米市立視聴覚ライブラリー設置条例施行規則

(休館日)

第5条 ライブラリーの休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は除く。）
- (2) 年末年始（12月28日から1月4日までの日）
- (3) 館内整理日（毎月第4木曜日）
- (4) 特別整理期間

2 館長は、特に必要があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、教育長の承認を得て臨時に休館又は開館することができる。この場合において教育委員会（以下「委員会」という。）は、あらかじめその日時を公示するものとする。

3 前項後段の規定は、第1項第4号の期間を定める場合に準用する。

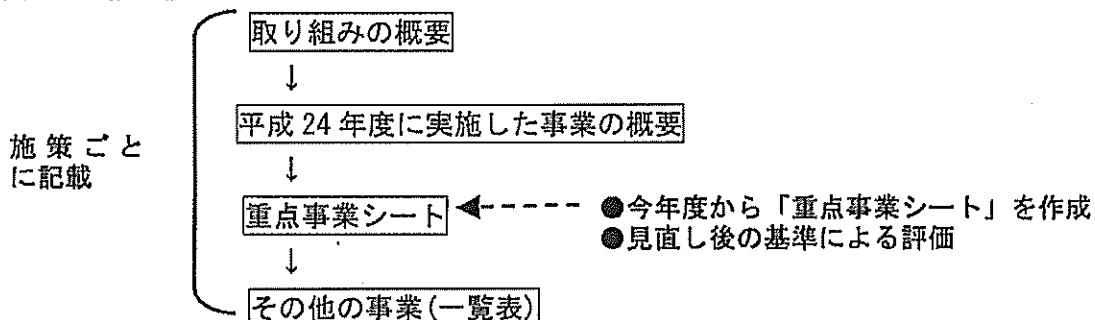
（昭54教規則1・昭57教規則2・平元教規則4・平2教規則3・一部改正、平17教規則13・旧第4条線下・一部改正、平18教規則3・平21教規則3・一部改正）

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に関する
点検及び評価（平成 24 年度分）報告書（案）について

1 報告書（案）の概要

項目	内容
1. はじめに(P2-P3)	点検及び評価についての基本的な考え方等を記載した。
2. 点検及び評価の実施手法 (P4)	
3. 教育委員会の権限に属する事務の状況(P5-P9)	教育委員会会議の開催及び運営状況として、議案の処理状況や報告事項の内容などを記載した。
4. 教育長及び教育委員会事務局に委任された事務の状況 (P10-P87)	教育行政の具体的な事務の執行状況について、平成 24 年度教育施策要綱の事業区分に従って、その実施状況・成果及び今後の方向性等を記載した。
5. 今後の方向性(P88-P89)	なお、施策ごとに以下のような構成としている。

【報告書の構成】



6. 点検・評価に関する学識経験者からの意見	学識経験者の意見を掲載する。(意見徵取後、追加)
参考資料等(P90-P110)	平成 24 年度教育施策要綱(抜粋)や学校設置状況・進路状況等の資料を掲載した。

2 意見を徵取する学識経験者

氏名	現在の役職等	備考
井上 豊久 氏	福岡教育大学教授 福岡県社会教育委員	平成24年度(平成23年度分点検・評価報告書)も依頼 福岡市及び北九州市等の点検・評価報告書に対する有識者意見の実績
江頭 理江 氏	福岡教育大学教授 福岡教育大学附属久留米中学校校長	今年度に初の依頼

3 今後のスケジュール

- 12月上旬 学識経験者からの意見書の徵取
12月下旬(教育委員会定例会) 議案として提出

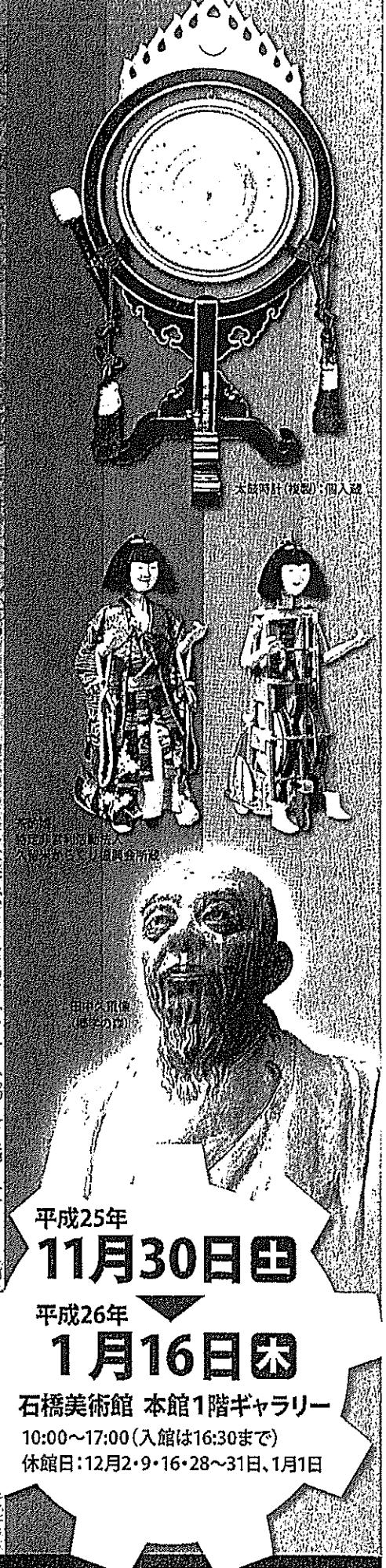
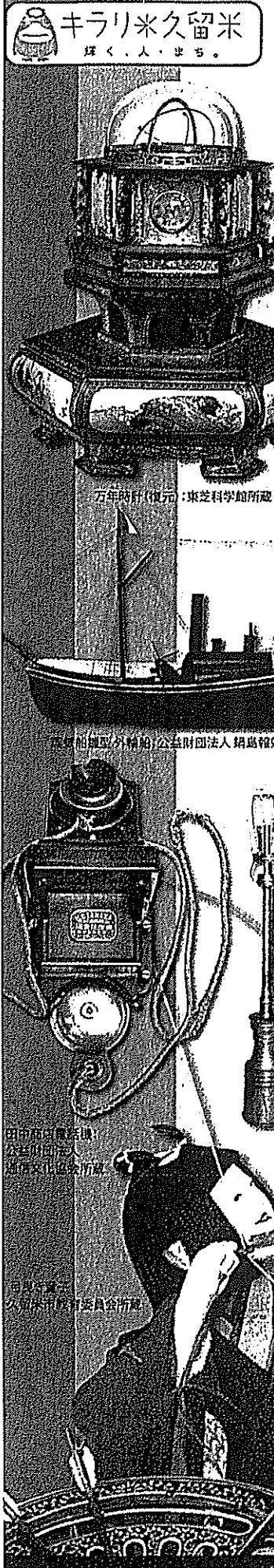
からくり儀右衛門展

平成25年
11月30日由

平成26年
1月16日末

石橋美術館 本館1階ギャラリー

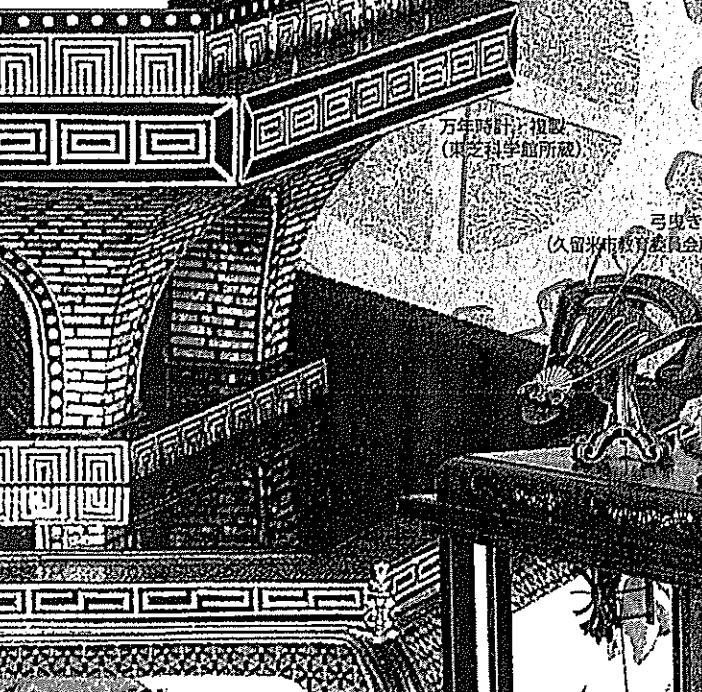
10:00~17:00(入館は16:30まで)
休館日:12月2・9・16・28~31日、1月1日



■お問い合わせ:からくり儀右衛門展実行委員会事務局 [Tel.0942-30-9225/Fax.0942-30-9715]

〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市役所市民文化部文化財保護課内

入館料:一般500円(400円)
中学生以下200円(100円)
※()内は15名以上の団体料金



主催／からくり儀右衛門展実行委員会・久留米市・久留米商工会議所・久留米市教育委員会・特定非営利活動法人久留米からくり振興会・NHK福岡放送局

共催／株式会社東芝・公益財団法人石橋財団石橋美術館・公益財団法人久留米文化振興会

後援／福岡県・福岡県教育委員会・一般社団法人日本機械学会「技術と社会部門」・久留米大学・久留米工業大学・聖マリア学院大学・久留米信愛女子短期大学・久留米工業高等専門学校・公益財団法人久留米姫光コンベンション国際交流協会・福岡県青少年科学館・公益社団法人久留米青年会議所・公益財団法人鍋島報效会・佐賀市佐野常民記念館・西日本鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社・朝日新聞社・西日本新聞社・毎日新聞社・読売新聞西部本社・RKB毎日放送・FBS福岡放送・九州朝日放送・テレビ西日本・TVQ九州放送・小学館（順不同）

特別助成／公益財団法人石橋財団

平成25年
12月14日[土] 18:00開演
(17:30開場)
12月15日[日] 13:00開演
(12:30開場)
石橋文化センター共同ホール
一般 1,000円、小中学生 500円

「明治の発明王」「東洋のエンジン」「東洋のダヴィンチ」…などの異名で呼ばれる、東芝の創設者の一人、田中久重。江戸時代の終わりに久留米城下の通町十丁目に生まれた久重は、見世物小屋に出でせんまい仕掛けの人形を作る「からくり師」として発明に自覚め、「からくり儀右衛門」の通称で呼ばれていました。「久留米には『にやかりもん』と云う『ふさがた』（自立つこととする人）という意味の言葉があります。弓曳き直子などのからくり人形、万年時計、蒸気機関、滑信機などを開発し、東芝の前身となる店舗を開いた時に「万能の機械者萬の依頼に応ず」という看板を掲げた精神を思つとき、まさに彼は「にやかりもん」を貢いたのではないかと思つのです。資源のない我が国には技術力が不可欠なのですが、当令の技術者にはこの感覚がちよつと足りない、ようを感じます。

一作・演出 竹内一郎

弓曳き直子
(久留米市教育委員会所蔵)

久留米発、ニッポンのものづくり
からくり儀右衛門

久留米発、ニッポンのものづくり からくり儀右衛門

作・演出 竹内一郎



【スタッフ】美術／大泉七奈子 照明／竹井崇(TAKE STUDIO) 音響／松本昭(音スタ)
衣装／イカリシヒロコ 舞台監督／小沢真史 舞台監督助手／武末志郎
制作／哲akiko子、浜田和美
協力／劇団俳優座、タイムリーライブ、劇団俳小

【主催・お問い合わせ先】
からくり儀右衛門展実行委員会
久留米市役所文化財保護課内
電話 0942-30-9225

からくり儀右衛門展実行委員会
事務局：久留米市 市民文化部 文化財保護課
〒830-8520 福岡県久留米市城南町15-3
TEL0942-30-9225
FAX0942-30-9715
E-mail:bunkozai@city.kurume.fukuoka.jp



作・演出 竹内一郎 (たけうちいちろう)

1956年福岡県久留米市生まれ。
筑波大学卒。博士(比較社会文化)。

劇作家・演出家・宝塚大学教授。

著書に『人は見た目が四割』(新潮新書)、
『手塚治虫はストーリーマンガの起源』(講談社・サントリー学芸賞)、
『さいふうめいでの著作に『歌舞曲 星に群る』』(五月山房・文化庁・
舞台芸術創作奨励賞佳作)、
『哲也 鶴型と呼ばれた男』(講談社漫画賞)。

＜竹内一郎・さいふうめい＞の本

●麻雀漫画の金字塔！
『哲也 鶴型と呼ばれた男』(全22巻)
さいふうめい原案/星野泰視没画
(講談社漫画文庫、670円)

●驚くべき「非営利コミュニケーション」
の世界。
『人は見た目が四割』(新潮新書、680円)

●ミリオンセラー

『人は見た目が四割』(新潮新書、700円)
『やっぱり見た目が四割』(新潮新書、700円)



大きな時代の流れにより、
一个の「にやがりもん」であつた田中久重は、やがて「明治の発明王」、「久留米が生んだ发明家」と呼ばれる男に成つて行く。

現在の東芝の創業者の一人である久重の半世紀に渡る物語を、久重と同郷である久留米出身の竹内一郎が書き下ろし、満を持しての上演となる。

【あらすじ】江戸末期——。田中儀右衛門は、十代前半で既に地元・久留米で「からくり師」として注目を集めていた。彼が、久留米がすりの創始者・井上伝の求めに応じ、洒落た柄を織り込む技法を開発し、地元産業の発展に貢献したのが十五歳のときだった。

発明の面白さに魅了された儀右衛門は、からくり人形を見せる見世物小屋の興行師として大阪で活躍する。大塩平八郎の乱に巻き込まれ、財産をすべて失う。しかし大塩と出会い、〈仕事の使命〉に開眼する。

佐賀藩・久留米藩に戻り、蒸気機関、アームストロング砲などの開発に携わり、技術で明治維新に貢献する。明治以降は政府の要請に応え、西洋技術の国産化を推進し、東芝の前身をつくる。

日時 2013年

12月14日【土】開演18:00(開場17:30)

12月15日【日】開演13:00(開場12:30)

※入場料：一般 1,000円
中学生以下 500円

※チケット販売開始 2013年11月1日(金)より

【チケット取り扱い】

◆石橋文化センター(久留米市野中町1015)

電話0942-33-2271 販売時間：9:00～17:00

*月曜日は休み(祝日・振替休日は開館)

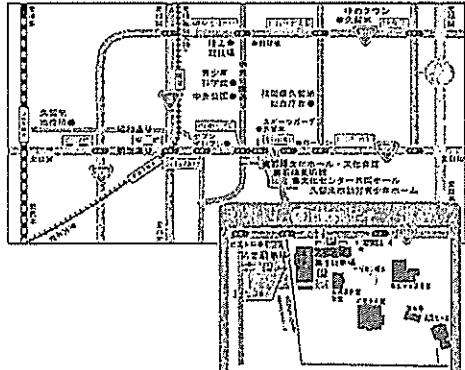
◆久留米市役所 文化財保護課(久留米市城南町15-3)

電話0942-30-9225 販売時間：8:30～17:15

*土日・祝日は休み

※会場：福岡県久留米市

石橋文化センター共同ホール



◆電車

JR博多駅よりJR久留米駅まで
快速で約40分

西鉄福岡(天神)駅より
西鉄久留米駅まで特急で30分

◆バス

JR久留米駅より約15分
西鉄久留米駅より約5分

「文化センター前」下車

◆徒歩

西鉄久留米駅より約10分

◆車

久留米インターより約10分



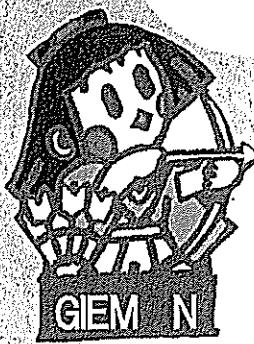
童門 冬 一氏 講演会



入場無料

講演テーマ

「田中久重」



●講師プロフィール

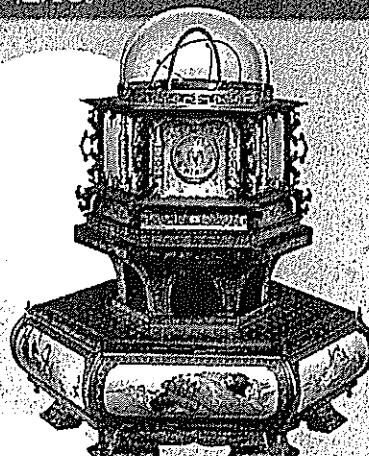
作家

昭和2年、東京生まれ。
東京都庁に勤め、都立大学事務長、
広報室課長、企画関係部長、知事
秘書、政策室長などを歴任し、退
職後は作家活動に専念。執筆活動
のかたわら、講演活動も積極的に
行っている。

第43回芥川賞候補。平成11年政三
等瑞宝章受賞。

(主な著作)

『黒い川か手を叩く』(1960年、大和
出版)、『小説上杉鷹山』(1983年
学陽書房)、『小説田中久重』
(2005年、集英社)、『歴史のおしえ』
(2012年、毎日新聞社)など300冊を
超える。



からくり儀右衛門展実行委員会

万年時計・複製（東芝科学館所蔵）

からくり儀右衛門展

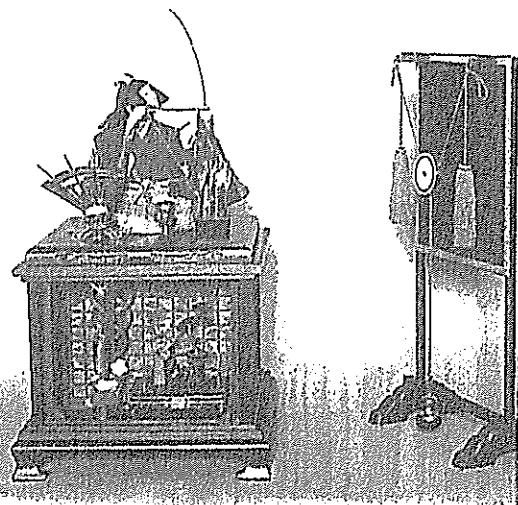
会期：平成25年11月30日(土)～平成26年1月16日(木)
10:00～17:00(入館は16:30まで)

会場：石橋美術館本館1階ギャラリー

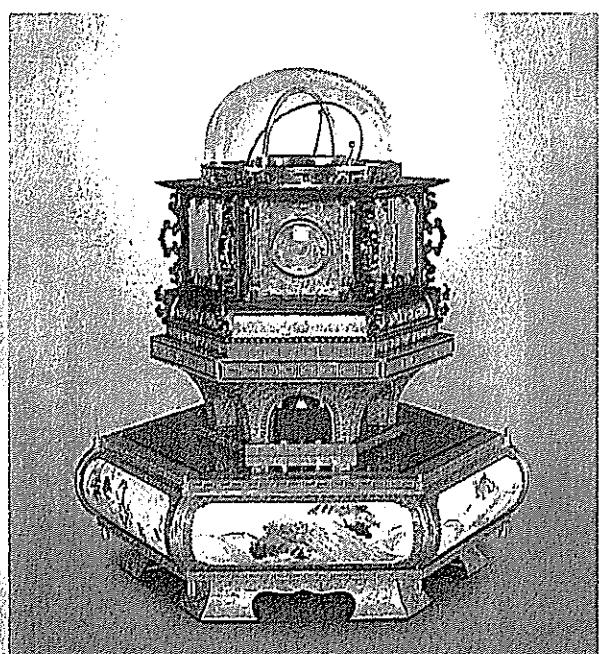
入館料：一般500円(400円)、小中学生200円(100円)
()内は15名以上の団体料金

休館日：12月2・9・16・28～31日、1月1日

内容：からくり儀右衛門こと田中久重が考案した、からくり人形や生活利器、パネルなど約80点を紹介いたします。



▲弓曳き童子（久留米市教育委員会所蔵）
からくり仕掛けの人形が的を目掛けて矢を放ちます。
今年、日本機械学会の機械遺産に認定。

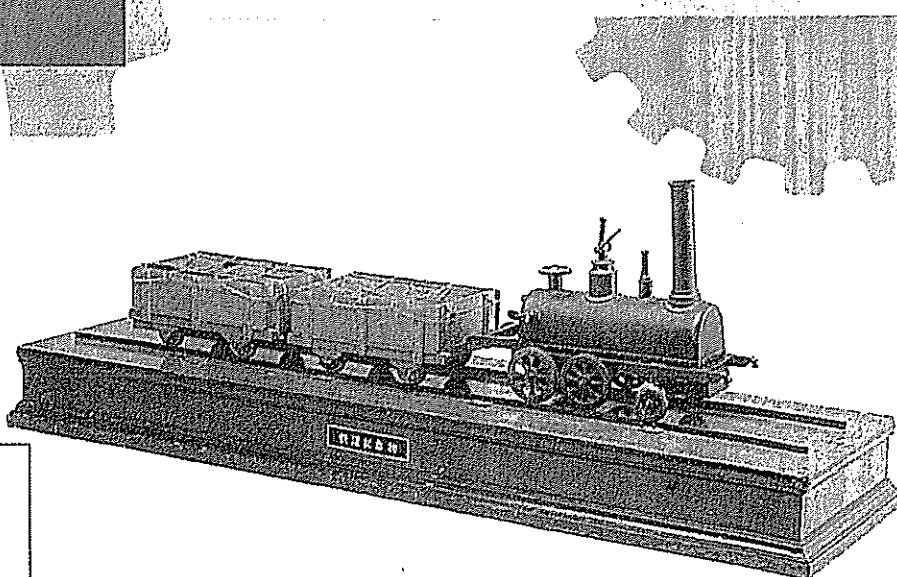


▲万年時計・複製（東芝科学館所蔵）
六面の表示部と太陽と月の動きを示す天球儀で時刻や日付などが分かる万年時計。

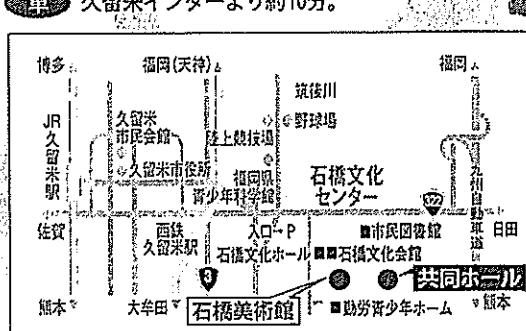
「からくり儀右衛門」こと田中久重

田中久重は江戸時代の終わりに、久留米城下の通町十丁目に生まれました。幼い頃から手先が器用で、地元の五穀神社の祭礼などでからくり人形の屋台を上演し、大変に好評を博したといいます。

からくり人形師として大坂・京都に移住し、無尽灯や懐中燭台などの生活利器や、和時計の最高傑作といわれる万年時計などを製作しました。また50歳を過ぎてから佐賀藩や久留米藩に招かれ、西洋技術の発展に大きく貢献しています。その後、75歳にして東京に進出。銀座に構えた店舗兼工場は、現在の大手電気機器メーカー・東芝の前身となりました。



▲蒸気車雛形（公益財団法人鍋島報效会所蔵）
安政2年(1855)に国産初の蒸気機関車の雛形を作成して佐賀藩主の前で走らせました。



主催／からくり儀右衛門展実行委員会・久留米市・久留米商工会議所・久留米市教育委員会・特定非営利活動法人久留米からくり振興会・NHK福岡放送局
共催／株式会社東芝・公益財団法人石橋財團石橋美術館・公益財団法人久留米文化振興会後援／福岡県・福岡県教育委員会・一般社団法人日本機械学会「技術と社会部門」・久留米大学・久留米工業大学・聖マリア学院大学・久留米信愛女子学院短期大学・久留米工業高等専門学校・公益財団法人久留米観光コンベンション国際交流協会・福岡県青少年科学館・公益社団法人久留米青年会議所・公益財団法人鍋島報效会・佐賀市佐野常民記念館・西日本鉄道株式会社・九州旅客鉄道株式会社・朝日新聞社・西日本新聞社・毎日新聞社・読売新聞西部本社・RKB毎日放送・FBS福岡放送・九州朝日放送・テレビ西日本・TVQ九州放送・小学館（順不同）
特別助成／公益財団法人 石橋財團 特別協力／東芝科学館

小規模特認校制度の応募状況について

■学校見学期間 10月 8日(火)～12月19日(木)

■申請期間 10月15日(火)～12月20日(金)

11月20日現在

学校名	見学申込者数 ()内は見学済人数	うち申請者数
大橋小	13(12)	2(新小1)
下田小	11(10)	3(新小1)
浮島小	2(1)	0

*浮島小と下田小の両方に見学を申し込んでいる人は1人

※見学者の内訳

【大橋】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	10	5	7	14	20	10	66
見学者	9(9)	1(1)	2(2)	1			13(12)

【下田】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	5	4	9	8	17	3	46
見学者	8(8)	1(1)	1(1)		1		11(10)

【浮島】

学年	新1	新2	新3	新4	新5	新6	計
人数	3	2	4	2	4	3	18
見学者					2(1)		2(1)

※複式学級について

2つの学年の合計が16人以下の場合に複式学級になる。

ただし、1年生を含む場合は8人以下の場合に複式学級になる。

6年生児童 伝統学ぶ

竹野小
久留米糸



松枝哲哉さん(左)の指導で、機織り体験をする児童

13.11.19西日本

久留米市田主丸町の竹野

小学校の6年児童19人が6日、同小体育馆で久留米糸の機織りに挑戦した。

手織り職人の指導のもと、悪戦苦闘しながらも、自分たちで考えたデザインをあしらった絵糸を完成させた。

この制作体験学習は、6

年前から毎年実施。30ある糸制作の工程のうち、「重慶」などとも挑んでくる。今年は、ハート柄の中にも「さあ

い」と1文字ずつ入れるデザインを選んだ。国重慶舞形文化財の久留米糸技術保持者、松枝哲哉さん(58)と、妻の小夜子さん(57)ら職人4人も協力。左端に通した。内山尚彌君(11)は「柄を整えるのが難しかったけど、思い通りの作品に仕上がった」と満足

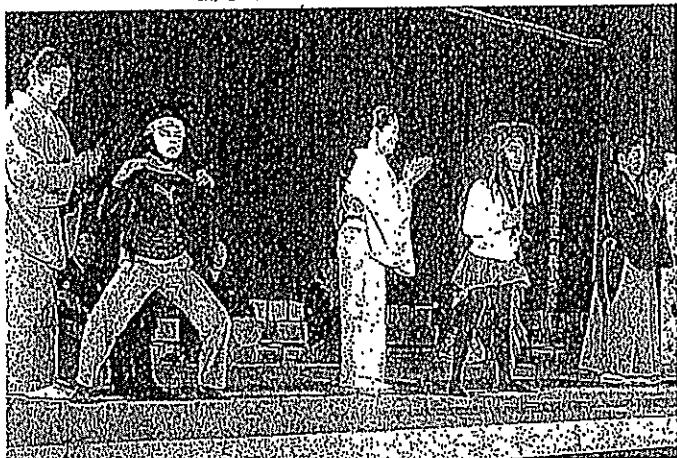
さん(58)と、妻の小夜子さん(57)ら職人4人も協力。左端に通した。内山尚彌君(11)は「柄を整えるのが難しかったけど、思い通りの作品に仕上がり」と満足

児童が日舞を体験

久留米・
南薰小

13.11.20
毎月

獅子の毛を頭にかぶる児童



文化庁の「次代を担う子どもの文化芸術体験事業」で19日、公益社団法人日本舞踊協会（東京都）が、久留米市立南薰小学校を訪れ、長唄「連獅子」を披露した。児童は間近で見る舞を存分に楽しんだ。日本の伝統芸能を一回見ようひ、児童約300人のほか、保護者ら約80人が集まつた。

体育館には臨時のひのき舞台が設置され、普段と違った和の雰囲気で。獅子の綱子が登場する「連獅子」が上演され、舞踊家が厳しい子育てや、親が子を想つ愛情などを表現した。また、児童は扇子のは「扇子の使い方などいろいろなことが習えてよかったです。日本舞踊を初めて見て、興味がわいた」と話した。

【泰田敏介】

使い方を教わり「さくら」の曲に合わせて踊ったほか、三昧線など邦楽器について解説を受けたり、獅子の毛を頭にかぶって実際に振つたりとした。

腰取など顔に化粧を

施してもらった5年

と、伝統文化を体感した。

腰取など顔に化粧を施してもらった5年

生、松本寛之介君（11）

は「扇子の使い方な

どいろいろなことが習えてよかったです。日本舞踊を初めて見て、興味がわいた」と話した。